



命令書

熱土第 156 号
平成 15 年 5 月 1 日

[Redacted]

静岡県知事 石川 嘉雄



許可年月日及び番号	平成 14 年 12 月 26 日 熱土第 1022 号	
許可を受けた者の住所・氏名	[Redacted]	
施工区域に含まれる地塊の名称	熱海市伊豆山宇嶽ヶ [Redacted]	
工事の目的	専用住宅敷地造成	面積： 19,379.64 m ²
予定建築物の用途	専用住宅	

宅地造成等規制法（以下「法」という。）第 8 条の規定により許可した上記の宅地造成に関する工事に関し、下記のとおり、法第 13 条第 2 項の規定に基づき命令します。

記

命令	命令する理由	<ul style="list-style-type: none"> ① 許可の条件で整備することとされている、工事の施工状況を示す資料が整備されておらず、許可に附した条件に違反していること。 ② ①のため、申請書及び設計図書並びに許可の条件に記載されたとおり施工されたことが確認できないこと。 ③ ①及び②のため、当該宅地造成に関する工事が、法第 9 条第 1 項の規定に適合していることが確認できないこと。
	命令する内容	<p>平成 14 年 12 月 26 日付け熱土第 1022 号で許可した宅地造成に関する工事を停止すること。</p> <p>また、土砂の流出の防止等、工事停止中の現場保全・安全対策のための措置の計画書を、平成 15 年 5 月 14 日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。</p>

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、静岡県知事に対して異議申立てをすることができます。